

# 我が国及び諸外国の公共放送

平成 1 8 年 1 月

# 目次

## I NHKの公共性の規定について

- 1 放送に係る主な規律 . . . . . 3
- 2 NHKの公共的役割 . . . . . 4
- 3 各国の公共放送の意義・目的 . . . 5

## II NHKの事業範囲

- 1 NHKの各放送波の位置づけ . . . 7
- 2 NHKの業務 . . . . . 8
- 3 NHKに関する閣議決定 . . . . . 9
- 4 主要国（公共放送）の保有  
チャンネル数 . . . . . 10
- 5 主要国（民放）の保有  
チャンネル数 . . . . . 11
- 6 平成16年度 NHKの子会社等  
の状況 . . . . . 12
- 7 BBCのインターネット利用  
について . . . . . 13

## III NHKのガバナンスについて

- 1 NHKに対する監督 . . . . . 15
- 2 NHKのガバナンスの現状 . . . . . 16
- 3 主要国の公共放送に対する  
各種規制 . . . . . 17

## IV 受信料制度

- 1 NHKの不祥事に伴う  
支払拒否等の動向 . . . . . 19
- 2 NHKの不祥事に伴う  
支払拒否等の動向（累積） . . . . . 20
- 3 受信料収入の推移（予算ベース） . . 21
- 4 主要国の受信料制度 . . . . . 22
- 5 受信料等徴収比率の比較 . . . . . 23

# I NHKの公共性の規定について

---

# 1 放送に係る主な規律

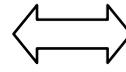
	民 放	N H K
目 的	次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること【第1条】 ① 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること ② 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること ③ 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること	<b>[追加]【第7条】</b> ① あまねく日本全国において受信可能とすること ② 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること ③ 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発 ④ 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと
普及義務	放送対象地域において、放送があまねく受信できるようにする努力義務【第2条の2第6項】	<b>[追加]【第9条第5項】</b> 中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置する義務
番組準則	国内放送の放送番組の編集に当たっての義務【第3条の2第1項】 ① 公安及び善良な風俗を害しないこと ② 政治的に公平であること ③ 報道は事実をまげないですること ④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること	<b>[追加]【第44条第1項】</b> ① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務 ② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにする義務 ③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務
番組調和原則	テレビジョン放送による国内放送番組の編集に当たり、放送番組の相互の間の調和を保つ義務【第3条の2第2項】	同左
番組基準	放送番組の編集の基準を定め、放送番組を編集する義務【第3条の3第1項】	同左
放送番組審議機関	放送番組審議機関の設置【第3条の4】	<b>[追加]【第44条の2第1項】</b> 中央放送番組審議会、地方放送番組審議会、国際放送番組審議会の設置
放送番組の保存	放送番組の内容を放送後に審議機関又は関係者が確認することができるように放送番組を保存する義務【第5条】	同左
災害放送	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をする義務【第6条の2】	同左

## 2 NHKの公共的役割

### 1 放送の全国普及

#### ○ NHK

「あまねく全国において受信できるように措置を  
しなければならない。」(放送法第9条第5項)

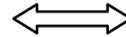


#### 民放

「あまねく受信できるように努めるものと  
する。」(同法第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK : 約99.4%、211局



民放事業者 : 約89.4%~約98.3%、83局~169局

### 2 良質な放送番組の提供

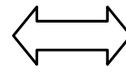
#### ○ 番組に対する視聴者の意見 (出典 : NHK放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

- |                     |     |   |          |
|---------------------|-----|---|----------|
| ・ 事件や災害が起きたときの対応が速い | 60% |   | (民放 19%) |
| ・ 教養番組に、興味深いものがある   | 44% | ⇔ | (民放 8%)  |
| ・ 地域の出来事や話題をよく伝えている | 34% |   | (民放 27%) |
| ・ 報道番組が中立・公正        | 25% |   | (民放 5%)  |

#### ○ 分野別番組比率 (再免許時の免許条件)

NHK総合 : 教育 10% 教養 20%

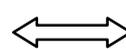
NHK教育 : 教育 75% 教養 15%



民放 : 教育 10% 教養 20%

#### ○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合 (平成16年度実績)

NHK総合 89.5%



在京キ一局 31.2%~66.3%

### 3 放送技術の開発

- NHKの技術調査研究費 : 73億円
- 特許権及び実用新案権保有総数 : 1,085件
- NHK技術研究所  
(職員数282人、うち研究員260人)

### 4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
  - ・ 昭和10年開始 (運営総経費90億円 うち政府交付金23億円)
  - ・ 放送時間 1日延べ65時間 (22言語)
- 映像国際放送
  - ・ 平成7年開始 (運営総経費29億円)
  - ・ 1日24時間 (日本語、英語)
  - ・ 在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

### 3 各国の公共放送の意義・目的

イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
<p>BBCの設立根拠である女王の特許状及び協定書（1996年更新）において、次の内容を規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報、教育及び娯楽の番組をあまねく提供するための公共サービスとして国内サービスを提供</li> <li>2 高い水準の編集上の統一性、ならびに番組の内容及び質を維持したワールドサービスを行うこと</li> <li>3 放送された番組の中で代表的なものを収蔵するアーカイブを設立・維持すること</li> <li>4 協会の諸目的に関連する技術の研究開発を行うこと</li> </ol>	<p>視聴覚法第43-11条は、公共放送の目的として、次の内容を規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報、文化、知識、娯楽、スポーツの分野における多様な番組の提供</li> <li>2 民主的な討論の促進</li> <li>3 フランス語の振興の確保、文化的及び言語的な遺産の価値の強調</li> <li>4 知的創造と芸術的創造、市民的・経済的・社会的・科学的・技術的知識の発展と普及、教育への寄与</li> <li>5 人口の異なる部分間の交流、また社会的同化及び市民権普及の促進</li> <li>6 世界へのフランス文化及びフランス語普及への寄与</li> <li>7 視聴覚通信の番組及びサービスの制作と放送の新技术の開発</li> <li>8 情報の公正性、不偏性、多元性の保証 等</li> </ol>	<p>過去の連邦憲法裁判所の放送判決によれば、公共放送は、国民に対し、次の3つの要件を備えた、基本的サービスを提供する義務があるとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送が全ての住民に到達可能となっていること</li> <li>2 放送に求められる水準を維持した番組が提供されること</li> <li>3 意見の多様性の確保が保証されていること</li> </ol> <p>(放送判決：第4次(1986年)、第5次(1987年)、第6次(1991年))</p>	<p>放送法第44条は、KBSの公的責任として、次の4つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送の目的と公的責任、放送の公正性と公益性の実現</li> <li>2 国民が地域と諸般の与件に関わらず、良質の放送サービスの提供を受けられるよう努力</li> <li>3 視聴者の公益に寄与できる新しい放送番組・放送サービス及び放送技術の研究・開発</li> <li>4 国内外を対象に、民族文化を創造し、民族の同質性を確保できる放送番組を開発・放送</li> </ol>	<p>放送法第7条は、NHKの目的として、次の4つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あまねく全国において受信可能とすること</li> <li>2 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること</li> <li>3 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発</li> <li>4 国際放送を行うこと</li> </ol> <p>その上、放送法第44条第1項において、次の3つを規定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務</li> <li>② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにする義務</li> <li>③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務</li> </ol>

## Ⅱ NHKの事業範囲

---

# 1 NHKの各放送波の位置付け

	放送波	位置付け	特徴・役割
テレビ (2)	総合テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> <li>・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュース・情報番組や文化・教養番組、娯楽番組など、各分野の調和のとれた編成を行う「基幹的な総合サービス波」</li> </ul>
	教育テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育放送</li> <li>・教育番組 75%以上、教養番組 15%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、教育、趣味・実用、芸術など幅広い多彩な番組の提供</li> </ul>
ラジオ (3)	ラジオ第1 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の迅速・的確な報道に努め（「安心ラジオ」）、暮らしに役立つ情報をきめ細かく伝える（「生活情報波」）役割</li> </ul>
	ラジオ第2 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語学講座番組や教養番組など、生涯学習の機会を提供する最も身近なメディア</li> </ul>
	FM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた音質を生かした多彩な音楽番組やNHKならではの貴重な音声素材を活用した「総合音楽波」</li> </ul>
衛星 (3)	衛星第1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送</li> <li>・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の最新の動向をいち早く多角的に伝える「内外総合情報波」</li> </ul>
	衛星第2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難視聴解消を目的とする放送</li> <li>・教育番組 30%以上、教養番組 20%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上テレビジョン放送の難視聴解消のための放送を6割程度実施</li> <li>・すぐれた文化・芸術を紹介する番組や、国内外の名作映画、話題の海外ドラマ、良質の娯楽番組などで編成される「豊かで楽しめる波」</li> </ul>
	衛星ハイビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高精細度テレビジョン放送の普及に資する放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高画質・高音質などハイビジョンの特徴を最大限に生かした波</li> </ul>

## 2 NHKの業務

### ○ 【必須業務】 <放送法第9条第1項>

- 1 国内放送
  - ① 中波放送(総合、教育)      ② 超短波放送(FM)      ③ テレビジョン放送(総合、教育、地上デジタル、BSアナログ放送)
- 2 テレビジョン放送による委託国内放送業務(BSデジタル放送) 中波放送と超短波放送いずれか及びテレビジョン放送については全国普及義務有り。(放送法第9条第5項)
- 3 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究  
(放送技術研究所、放送文化研究所を設置し、放送技術研究や放送番組に関する視聴動向調査等)
- 4 国際放送及び委託協会国際放送業務  
(NHKワールド・ラジオ日本(短波国際放送)、NHKワールド・テレビ(テレビ国際放送))

### ○ 【任意業務】 <放送法第9条第2項>

- 1 中継国際放送(アナログ放送協会、ラジオ・フランス・アンテルナショナル、イギリス放送協会の東南アジア等向け放送)
- 2 必須業務に附帯する業務
  - ・ NHK放送研究と調査、語学番組テキスト等の出版      ・ 有線テレビジョン放送事業者等への放送番組の供用
  - ・ 放送の補完利用としてのインターネット利用      ・ NHK所有の著作権の使用承認
- 3 外国放送事業者、外国有線放送事業者への放送番組等の提供(NHKワールド・プレミアム等による放送番組等の提供)
- 4 多重放送事業者への放送設備の賃貸
- 5 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成
- 6 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務 ⇨ <<総務大臣の認可が必要>>  
( (社) デジタルラジオ推進協会に対し番組を提供する業務等 )

### ○ 【受託業務等】 <放送法第9条第3項>

- 1 保有施設・設備の供用又は賃貸
- 2 委託による放送番組等の制作等



総務大臣の認可が必要  
(必須業務及び任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲内で。)

# 3 NHKに関する閣議決定

## 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、NHK部分抜粋）

### 事業について講ずべき措置

#### 【公共放送事業】

- 公共放送事業に付随した新たな業務の実施について、インターネット利用については放送の補完としての利用に限定するとともに、子会社等の業務範囲の拡大を抑制するため、子会社等の業務範囲を原則として出資対象事業に限定する等の仕組みを設ける。
- 子会社等との取引については、競争契約を原則とするとともに、随意契約による場合については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない等やむを得ない場合に限定する。

### 組織形態について講ずべき措置

#### ●特殊法人

#### (1) NHKのインターネット利用の関するガイドライン（平成14年3月8日公表）

- ・提供する情報の形態については、番組の二次利用、番組関連情報
- ・規模については、10億円程度を上限

#### (2) NHKの子会社等の業務範囲等に関するガイドライン（平成14年3月8日公表）

- ・子会社等の業務範囲については、原則として政令の出資対象事業とする。  
（①政令の出資対象事業に加え、②NHK本体が行うことができる業務（放送を除く）、③保有する設備及び優れた技術を活用した事業で特に社会的に意義のあるもの）
- ・業務委託の在り方については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則とし、そのための具体的な要件を定めるものとする。

# 4 主要国（公共放送）の保有チャンネル数

	イギリス (BBC)	フランス (4機関(France Televisions (FT)、Radio France、RFI、 ARTE)合計)	ドイツ (5機関(ARD、ZDF、DLR、DW、ARTE)合計)	イタリア (RAI)	韓国 (KBS)	アメリカ (PBS、NPR) ※2	日本 (NHK)
地上アナログ テレビ	2	3 【FT/ ARTE】	2 + ローカル(8) 【ARD、ZDF】+【ARD(加盟機関)】	3	2	ローカル 【PBS】	②
地上デジタル テレビ	6	5 (一部地域) 【FT、ARTE】	一部地域 【ARD、ZDF、ARD(加盟機関)】	8	2	ローカル 【PBS】	2 (地上アナログ のサイマル)
衛星アナログ テレビ	—	3※1 【FT/ ARTE】	15※1 (地域向けチャンネルを含む) 【ARD、ZDF、ARD(加盟機関)、ARTE】	3※1	—	—	③
衛星デジタル テレビ	29※1 (地域向けチャ ンネルを含む)	5※1 【FT、ARTE】	21※1 (地域向けチャンネルを含む) 【衛星アナログテレビの 15 +ARD 3、ZDF 3】	7※1	3※1	—	3 (衛星アナログ のサイマル)
アナログ ラジオ	5 +ローカル	4 + ローカル 【Radio France】	2 + ローカル 【DLR】+【ARD(加盟機関ごと)】	3	7	ローカル 【NPR】	③
デジタル ラジオ	11 +ローカル	—	ローカル 【ARD(加盟機関ごと)】	—	—	ローカル 【NPR】	—
国際放送 (テレビ)	○ (BBC子会社)	○ 【TV5(FTの子会社)】	○ 【DW】	○ (RAI子会社)	○	(○) (国営)	○
国際放送 (ラジオ)	○	○ 【RFI】	○ 【DW】	○ (RAI子会社)	○	(○) (国営) 【VOA】	○

【 】内は、チャンネル保有する公共放送機関、

※1 地上波のサイマル放送チャンネルを含む

※2 非商業局 テレビ(PBS及びその他):382局、ラジオ(NPR及びその他):2,497局、商業局 テレビ:1,365局、ラジオ:10,989局、合計 テレビ:1,747局、ラジオ:13,486局

# 5 主要国（民間放送）の保有チャンネル数

	イギリス (ロンドン)	フランス (パリ)	ドイツ (ベルリン)	イタリア (ローマ)	韓国 (ソウル)	アメリカ (ワシントンD.C.)	日本 (東京)
地上アナログ テレビ	2	3	—	6※10	3	10	6
地上デジタル テレビ	33※2	16※6	12※3	11※10	3	10※15	6
衛星アナログ テレビ※1	—※3※4	—※3※4	40※2	—※3※11	—	(調査中)※16	1
衛星デジタル テレビ※1	304※2	290※2	約50※3※8	約100※3	160	1134※2	307
アナログ ラジオ	25※5	56※7	24※9	48※12	14	51※17	7
デジタル ラジオ	35※5	22※7	8※9	23※13	60※14	13※18	

※1 衛星放送では、サイマル放送チャンネルを含む。

※2 関係事業者の公表資料等により作成。

※3 「世界の放送」2005により作成。

※4 衛星アナログテレビは終了し、衛星デジタルテレビに移行済み(イギリスは2001年9月終了(BSkyB)、フランスは1998年9月終了(CanalSatellite))。

※5 radio-nowの資料により作成。

※6 「海外電気通信」2005年9月号により作成。

※7 Annuaire des radios françaisesの資料より作成。

※8 全国で視聴されている1世帯当たり平均チャンネル数。

※9 Radio and TV Frequencies for Reception in Berlinの資料より集計。

※10 「放送研究と調査」2005年6月号により作成。

※11 RAI(イタリア放送協会)によるアナログ方式のサイマル放送は存在。

※12 Guida Radio Private - Le Regioni Italianeの資料より集計。

※13 The World DAB Forumの資料より集計。ただし、Nationalエリア分。

※14 DMB(衛星ビデオ14、オーディオ22、地上波ビデオ6、オーディオ18)。

※15 放送局の数(チャンネル数は不明)。

※16 C/Kuバンド放送で、アナログでも視聴可能なチャンネルが存在。

※17 TVRadioWorldにおけるRadio Broadcasting Stationsより(キャンパス内ClosedCircuitRadio3局を含む。)

※18 iBiquity Digital社資料によるDCでのOnAir分。

## 6 平成16年度 NHKの子会社等の状況

	売上高・事業収入 (百万円)	当期純利益 (百万円)	NHKとの 取引率 (%)	NHK退職者の 役員(人)・比率 (%)	総務省退職者の 役員(人)	職員数 (人)		
NHK (本体)	666,745	7,516	—	—	1	11,697		
株式会社 (子会社及び 関連会社)	(株) NHKアイテック	49,025	1,896	33.7	7	46.7	—	767
	(株) NHKエンタープライズ21	31,403	596	83.1	※13	※68.4	—	278
	(株) 日本放送出版協会	25,041	175	0.3	8	53.3	—	288
	(株) NHKソフトウェア	19,037	2,306	1.9	※	※	—	99
	(株) NHK情報ネットワーク	16,816	852	78.2	9	75.0	—	259
	(株) NHKテクニカルサービス	16,758	452	64.6	10	83.3	—	738
	(株) NHKアート	15,636	▲ 67	57.6	5	50.0	—	269
	(株) NHKエデュケーショナル	14,445	518	57.6	7	77.8	—	138
	(株) NHK文化センター	10,062	76	1.0	7	70.0	—	196
	NHK営業サービス(株)	8,315	477	80.2	7	77.8	—	577
	(株) 放送衛星システム	7,361	460	31.9	2	12.5	1	67
	(株) NHKコンピューターサービス	6,863	78	88.8	5	62.5	—	214
	(株) NHKプロモーション	5,901	91	9.3	6	60.0	—	47
	(株) NHK総合ビジネス	4,907	78	85.1	※8	※72.7	—	270
	(株) NHKきんきメディアプラン	3,154	120	43.2	6	54.5	—	40
	共同ビルディング(株)	3,079	413	0.2	※	※	—	6
	(株) NHKプリンテックス	2,919	82	61.3	5	62.5	—	103
	(株) 総合ビジョン	2,326	70	42.9	5	55.6	—	11
	(株) NHK中部ブレーンズ	2,292	35	25.6	4	26.7	—	48
	(株) 日本文字放送	1,895	94	67.6	5	35.7	—	43
	NHK Enterprises America, Inc	1,644	67	0.0	2	66.7	—	13
NHK Enterprises Europe, Ltd	823	19	0.0	2	66.7	—	10	
(株) NHK北海道ビジョン	795	12	77.2	2	20.0	—	32	
(株) NHK名古屋ビルシステムズ	764	1	37.8	1	12.5	—	9	
(株) NHKちゅうごくソフトプラン	629	3	46.5	2	22.2	—	18	
(株) NHK九州メディス	604	11	65.0	2	22.2	—	28	
(株) NHK東北プランニング	509	9	68.5	2	22.2	—	18	
公益法人等	(財) NHKサービスセンター	13,229	242	49.0	4	30.8	—	278
	(学) 日本放送協会学園	5,049	244	5.9	3	33.3	—	126
	(財) NHK交響楽団	3,336	61	47.6	4	36.4	—	120
	(財) NHK放送研修センター	2,024	8	61.2	5	35.7	1	70
	(財) NHKエンジニアリングサービス	1,714	50	31.9	4	30.8	1	46
	(財) NHKインターナショナル	1,540	39	41.6	4	36.4	—	30
	(福) NHK厚生文化事業団	533	104	30.6	4	33.3	—	16

※(株)NHKエンタープライズ21と(株)NHKソフトウェアは平成17年4月1日付けで合併し、(株)NHKエンタープライズに、(株)NHK総合ビジネスと共同ビルディング(株)が合併して(株)NHK共同ビジネスになった。

注1:(株)NHKプリンテックスは平成17年4月1日付けで(株)NHKオフィス企画に社名を変更した。

注2:NHK退職者の役員(人)・比率(%)及び総務省退職者の役員(人)は平成18年1月1日現在のもの。

# 7 BBCのインターネット利用について

## 1 現状

### (1) 制度的位置づけ

- ・ 特許状第3条に規定された「公共サービス」の「付随的サービス」として、1997年から受信許可料を財源に、「オンラインサービス」の名称で実施（公共目的に沿ったものであるべきとされている）。
- ・ 競争法的観点からOfcomが市場に及ぼす影響を審査。

※ BBCは、Ofcomの指摘を踏まえ、民間放送事業者と競合する娯楽性の高い一部コンテンツの提供を2004年に廃止。

### (2) サービス

- ・ 放送された番組の2次利用：全てのラジオ番組及び一部のテレビ番組
- ・ 放送番組の関連情報：ニュース、天気、芸術、娯楽他

注：経費（2004年）：[約120億円（受信料収入の約2%）](#)。

200万ページ分の月間アクセス数  
約25億ページビュー  
(NHK: 約3億ページビュー)

## 2 新しいサービスの開発動向

### (1) 「クリエイティブ・アーカイブ」

- ・ 2005年4月、チャンネル4他と「クリエイティブ・アーカイブ・ライセンス・グループ」を立ち上げ。
- ・ BBCは、2005年9月より、英国内のユーザーに対し、権利処理されたアーカイブ素材の一部を提供する（非商業的利用に限定）パイロット実験を実施中。

### (2) iMP（双方向メディアプレイヤー）によるキャッチアップサービス

- ・ BBCは、2005年9月より、DRM（デジタル・ライツ・マネジメント）ソフトウェアを用いて、英国内のユーザーが、放送番組（国内放送番組のほぼすべて）を本放送後7日間に限ってダウンロードし、いつでも視聴できるようにするパイロット実験を実施中（2006年2月まで）。

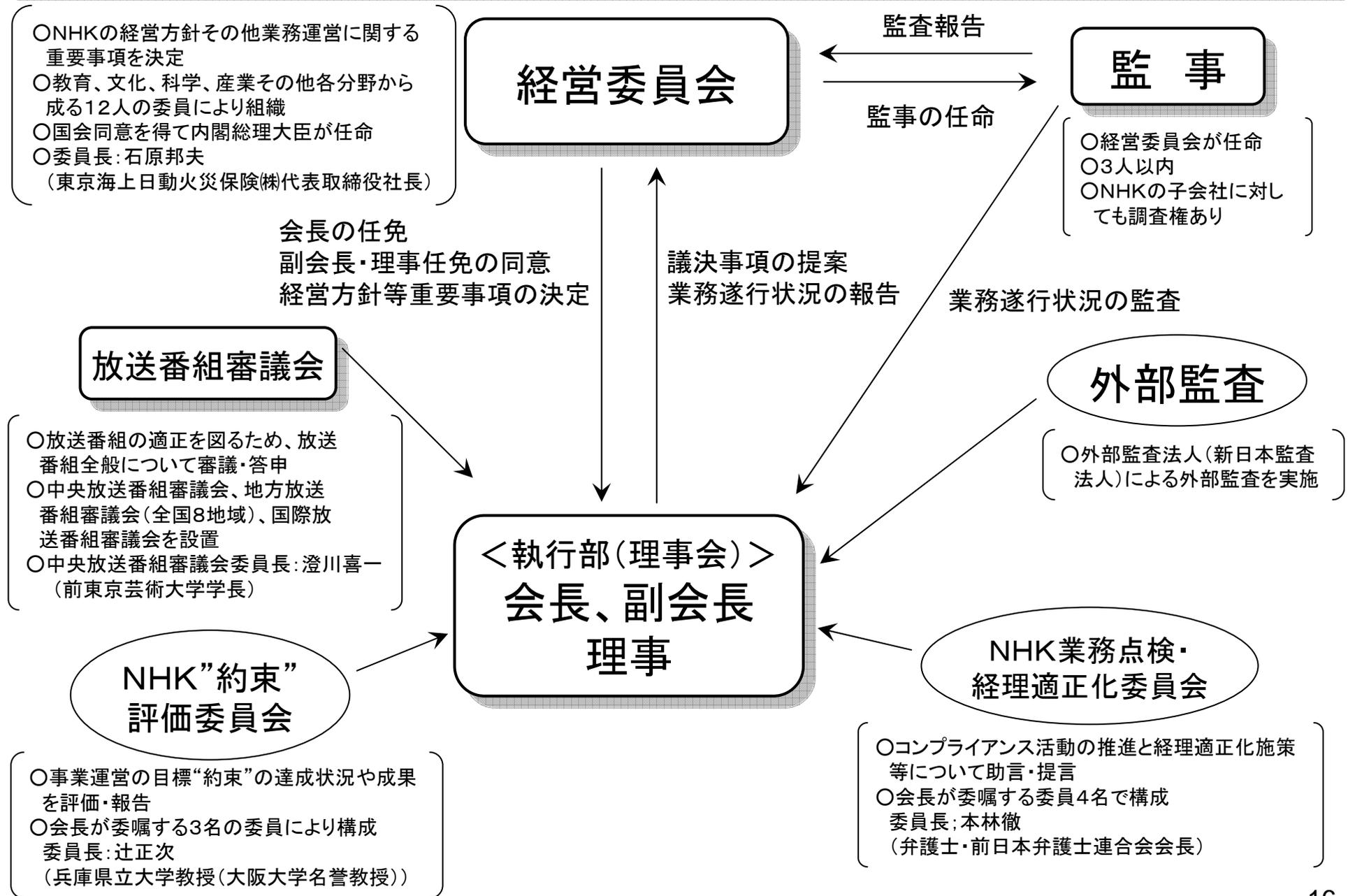
# Ⅲ NHKのガバナンスについて

---

# 1 NHKに対する監督

事項		内容	関係条文
人事	経営委員会委員の任免	両議院の同意を得て内閣総理大臣が任免	放送法第 16 条、第 19 条及び第 20 条
予算 ・ 決算	収支予算、事業計画及び資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKからの提出後、総務大臣は意見を付し、国会に提出</li> <li>・ 国会が受信料額を含め、承認</li> </ul>	放送法第 37 条
	貸借対照表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKからの提出後、総務大臣は内閣に提出</li> <li>・ 内閣は会計検査院の検査を経て国会に提出</li> </ul>	放送法第 40 条
	業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKからの提出後、総務大臣は意見を付し、国会に報告</li> </ul>	放送法第 38 条
業務	出資	総務大臣の認可 (収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところによる。)	放送法第 9 条の 2 放送法施行令第 2 条
	放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務	総務大臣の認可	放送法第 9 条第 2 項第 6 号及び第 8 項
	施設等の一般への賃貸等	総務大臣の認可	放送法第 9 条第 3 項及び第 8 項
	国際放送	総務大臣の命令 命令分は国が費用を負担 (予算の範囲内)	放送法第 33 条及び第 35 条
放送設備等	放送局の開設	総務大臣の免許 (予備免許) 付与	電波法第 4 条、第 8 条及び第 12 条
	放送局の廃止・休止	総務大臣の認可又は総務大臣へ届出	放送法第 43 条

## 2 NHKのガバナンスの現状



### 3 主要国の公共放送に対する各種規制

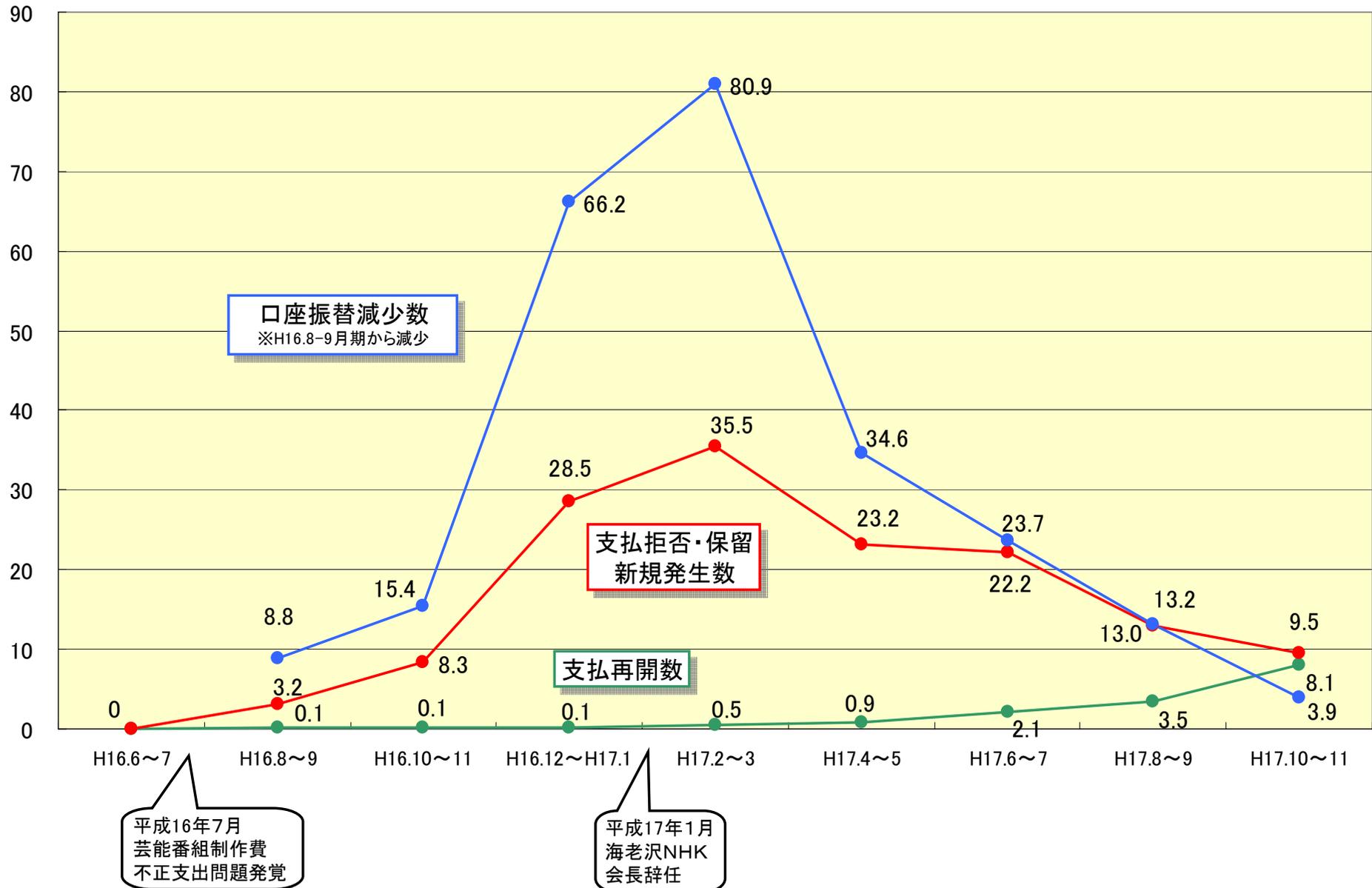
	受信料の決定	予算の承認	経営委員の任命
イギリス (BBC)	主務大臣	経営委員会	女王 (政府)
フランス (FT等)	国会	国会	国会・政府
ドイツ (ARD、ZDF等)	州議会	経営委員会	州議会・州政府 ・連邦政府
イタリア (RAI)	主務大臣	経営委員会	国会・政府
韓国 (KBS)	国会	経営委員会	大統領
日本 (NHK)	国会	国会	内閣総理大臣 (国会同意)

# IV 受信料制度

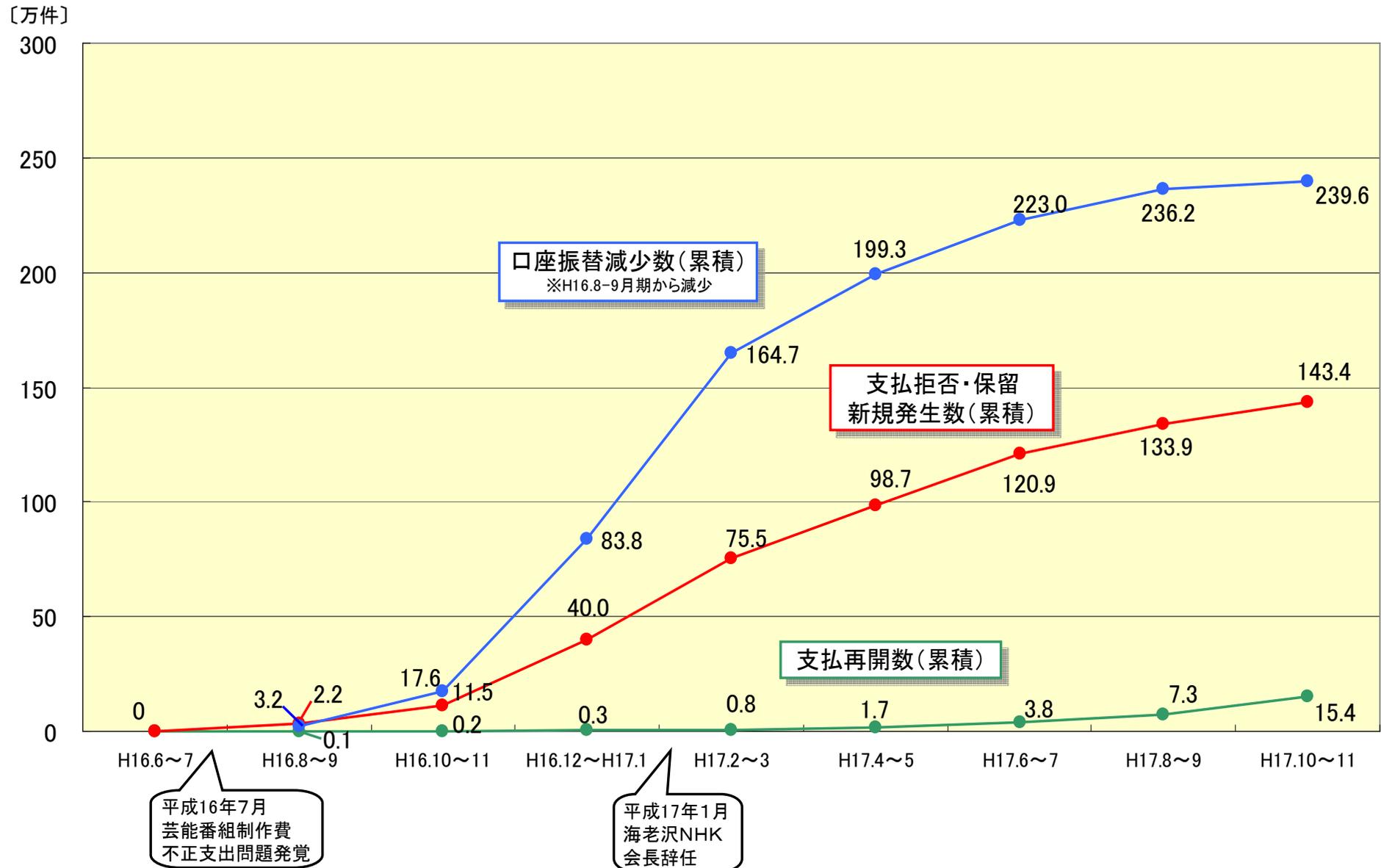
---

# 1 NHKの不祥事に伴う支払拒否等の動向

[万件]

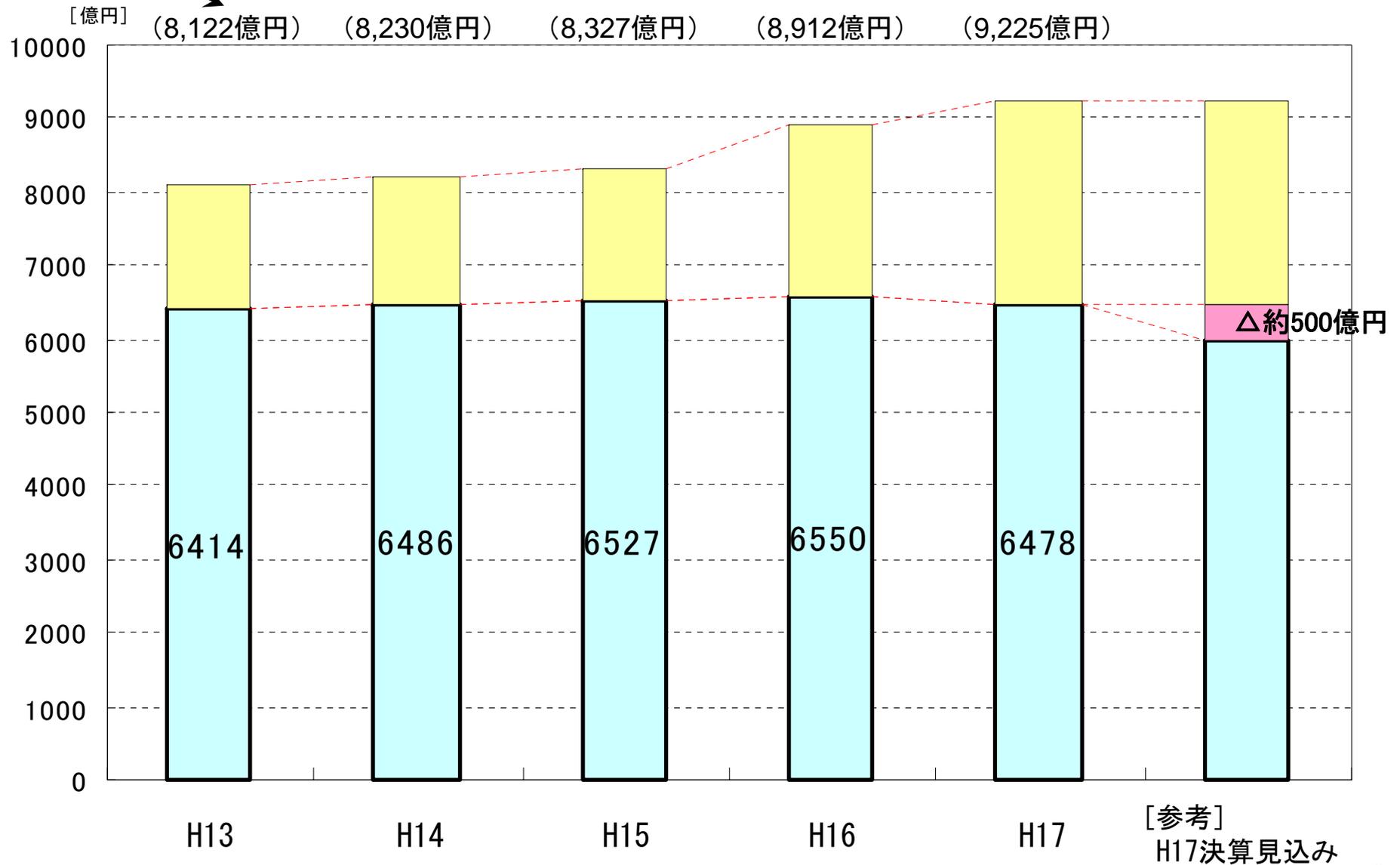


## 2 NHKの不祥事に伴う支払拒否等の動向（累積）



### 3 受信料収入の推移（予算ベース）

括弧内の数値は、受信料を100%徴収したと仮定した場合の受信料収入の推計値。



## 4 主要国の受信料制度

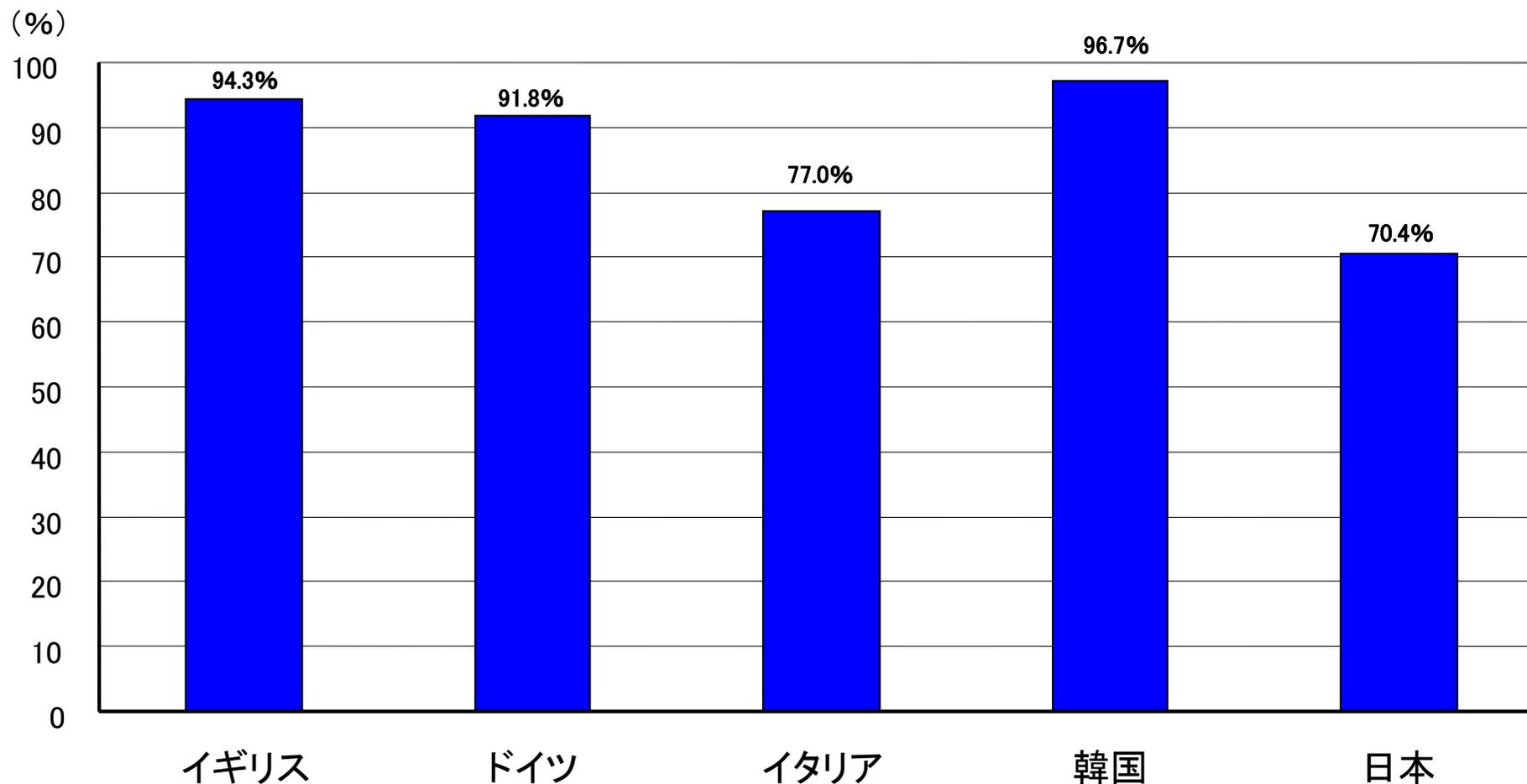
	受信料等の 位置づけ (支払の相手方)	強制 徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収単位	料金年額	受信料収入 (総収入に占 める割合)
イギリス	受信許可料 (BBC)	なし (調査中)	・無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金 ・罰金未納の場合は刑務所収監	・郵便局の住所ファイルを活用 ・電器店、レンタル店等からの通報義務あり	世帯	T (C) 126.5ポンド (25,300円) T (M) 42.0ポンド (8,400円) Rなし	5,881億円 <b>(76.7%)</b> (子会社を含む連結決算)
フランス	受信機使用税 (政府)	あり	・2005年から、受信料を住居税と一括徴収 ・正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金	・住居税の住所ファイルを活用 ・電器店などからの通報義務あり	世帯 (課税単位と同じ)	T 116ユーロ (15,660円) Rなし	2,981億円 <b>(64.2%)</b>
ドイツ	受信料※ (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ(受信料徴収センター))	あり	・1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、罰金 ・また、州放送協会の告訴に基づき訴追	・住民票の登録データを活用	世帯	基本料金(R) 66.24ユーロ (8,942円) + T 204.36ユーロ (27,589円)	8,607億円 <b>(81.9%)</b>
イタリア	受信料 (RAI)	なし (調査中)	・受信料未納に対し罰金 ・延滞金制度あり	・販売店などの売上帳簿を活用	世帯	T or R 99.60ユーロ (13,446円)	1,933億円 <b>(55.2%)</b>
韓国	受信料 (KBS)	あり	・罰則制度はなし ・受信料未納の場合は割増金制度あり ・テレビ受像機の未登録には、追徴金制度あり	・電力会社のデータベースを活用(1994年から、電力公社が電気料金とともに徴収(委託))	世帯	T 30,000ウォン (3,000円) Rなし	500億円 <b>(39.3%)</b>
日本	受信料 (NHK)	なし	・罰則制度はなし ・延滞金・割増金制度あり		世帯	T (C) 16,740円 T (M) 10,860円 + 衛星 11,340円 Rなし	6,410億円 <b>(96.1%)</b>

※ 負担金制度に近いものと考えられる。

(注1) Tはテレビ、Rはラジオの意。また、T(C)はカラーテレビ、T(M)はモノクロ(白黒)テレビの意。

(注2) 為替レートは、1ポンド=200円、1ユーロ=135円、1ウォン=0.1円で換算(2005.4.1現在)。

## 5 受信料等徴収比率の比較



(注) イギリス、ドイツ、イタリア・・・ 2003年のlicence fee evasion rates を除いた割合。

韓国・・・ 2002年の受信機登録率（登録数／世帯数）。

日本・・・ 未契約世帯及び支払拒否世帯等不払世帯を除いた割合。2005年（平成17年）11月末現在。（推計値）

## 出典

「世界の放送」「放送研究と調査」（NHK放送文化研究所）

「放送制度の現代的展開」（有斐閣）

「BBC Annual Report and Accounts 2004/2005」

「Rai Annual Report2003」

「KBS Annual Report2003」

「OECD Communications Outlook2001」

「TV LICENSING ANNUAL REVIEW 2003/04」

「Review of the BBC' s Royal Charter」

総務省調査 等